

事務連絡  
平成29年7月11日

医療機関 各位

利根町長  
(公印省略)

病児保育事業に係る「医師連絡票（診療情報提供書）（町内在住者用）」  
について（依頼）

当町の子ども・子育て支援については、日ごろからご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当町では、保護者が就労している場合等において、児童が病気のために集団保育ができないときに、施設（もえぎ野わかば保育園病児保育室）において一時的に保育する「病児保育事業」を平成29年2月2日から実施しております。

本事業の実施に当たりましては、入院の必要性はない旨を確認しお預かりすることとなりますので、保護者がお願いした場合には、別紙文書により児童の症状について、情報の提供をお願い申し上げます。

つきましては、裏面「**医療機関の方へ**」をご覧ください、病児保育事業を利用する際に必要な「医師連絡票（診療情報提供書）（町内在住者用）」について、交付していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

医療機関の皆様方には、お手数をおかけいたしますが、更なるご理解とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

「医師連絡票（診療情報提供書）（町内在住者用）」に関すること  
「病児保育事業」に関すること

問合せ先 利根町役場 子育て支援課

電話 0297-68-2211 内線 332

FAX 0297-68-6910

E-mail kosodate@town.tone.lg.jp

## 医療機関の方へ

### 病児保育事業に係る「医師連絡票（診療情報提供書）（町内在住者用）」について

- ・本連絡票は、医科診療報酬点数表別紙様式12の2に準じた様式です。
- ・診察した児童について入院の必要性はなく、病児保育利用が可能であると認められる場合に限り、診療情報提供のため、本連絡票に診療状況を記入の上、原本を児童保護者の方へお渡しください（本連絡票は、児童保護者の方から病児保育実施事業者を経由し、利根町に提出されます）。
- ・対象児童の居住する市町村宛に情報提供をした場合に診療情報提供料（I）を算定することができます。  
その際、レセプト摘要欄に診療情報の提供先として**利根町**を記入してください。患者の方からは、自己負担分の支払いを受けてください。
- ・患者の方1人につき月1回の算定となります。
- ・小児科外来診療料を算定する場合は、小児科外来診療料に診療情報提供料（I）が含まれているため、診療情報提供料（I）を算定することはできません。
- ・本連絡票の写しを診療録（カルテ）に添付することが必要となりますので、コピーをして、添付してください。（原本については、利根町が保管します。）

問合せ先

利根町役場 子育て支援課

電話 0297-68-2211 内線 332

FAX 0297-68-6910

E-mail kosodate@town.tone.lg.jp